

令和7年度

福島県立二本松実業高等学校

前期選抜募集要項

福島県立二本松実業高等学校

〒964-0937 福島県二本松市榎戸一丁目58番地2

電話 0243-23-0960

FAX 0243-22-7388

1 アドミッション・ポリシー

本校で学びたいという強い意志を持ち、誠実かつ意欲的に自らを磨き高めていこうとする以下のような生徒を求めます。

- 工業・家庭の専門分野における学習に興味・関心があり、実践的な知識・技術の習得に意欲的に取り組む生徒。
- 高い規範意識を持ち、基本的な生活習慣が確立していることに加え、他者を思いやり、協力して行動しようとする生徒。
- 部活動、生徒会活動、ボランティア活動などに積極的に取り組み、目標に向かって粘り強くやり抜く、向上心を持って学び続ける生徒。

2 募集定員

課程	大学科	小学科	募集定員	特色選抜の募集定員
全日制	工業	機械システム	40名	定員の25%（10名）程度
		情報システム	40名	定員の25%（10名）程度
		都市システム	40名	定員の25%（10名）程度
	家庭	生活文化	40名	定員の10%（4名）程度

備考：一般選抜定員は各小学科とも、募集定員から特色選抜の合格者数を除いた数とする。

3 通学区域

県下一円とする。

4 出願資格

次の1の条件を満たす者とし、特色選抜への出願資格については、1に加えて2の条件も満たす者とする。

1 次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 5・6ページ「志願してほしい生徒像」を踏まえ、当該小学科を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

5 出願方法

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記（1）以外の者は、直接、本校校長に出願する。

6 併願の取扱い

- (1) 志願者は、一つの高等学校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。特色選抜と一般選抜の両方に出願する場合、一般選抜で出願する学科は、大学科についても小学科についても、特色選抜で出願した学科と同じ学科又は異なる学科へ出願することができる。
- (2) 特色選抜の出願は、1小学科とし、第二志望は認めない。
- (3) 一般選抜の出願は、工業科の小学科間において第二志望までの併願を認める。
- (4) 一般選抜の出願において、第一志望と異なる大学科への第二志望は認めない。

7 出願期間

- (1) **令和7年2月4日(火)から2月7日(金)**までとする。
- (2) 受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
- (3) 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、返信用封筒（長形3号で460円分の切手を貼付し、住所・氏名を記入したもの）を同封の上、**令和7年2月7日(金)正午**までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

8 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

① 入学願書

県教育委員会において作成した用紙を用いる。

入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。また証紙を重ねて貼らない。

中学校においては、これに前期選抜志願者名簿を添付する。

② 調査書

ただし、平成31年3月末日までに中学校を卒業した者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。

なお、提出期間は**令和7年2月14日(金)**から**2月17日(月)**までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

③ 特色選抜志願理由書

本校において作成した用紙を本校ホームページよりダウンロードし、志願者が記入する。なお、出場大会名等については、調査書の記載に準じて略称とすることを可とする。

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

④ 受験票用紙

県教育委員会において作成した用紙を用い、小学科名、中学校名、氏名を志願者が記入する。

⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（切りはなさないこと）

県教育委員会において作成した用紙を用い、中学校名、氏名及び出願課程名を志願者が記入する。

(2) 上記(1)以外の者

① 入学願書（上記(1)の①に同じ）

② 特色選抜志願理由書（上記(1)の③に同じ）

③ 健康診断書（令和7年1月以降に医師の診断を受けたもの）

ただし、この要項に示した「4 出願資格」の1(2)の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除することができる。

④ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

⑤ 受験票用紙

県教育委員会において作成した用紙を用い、小学科名、氏名を志願者が記入する。

⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（切りはなさないこと）

県教育委員会において作成した用紙を用い、氏名及び出願課程名を志願者が記入する。

9 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由（病気・事故等）により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校等による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出は次の方法により行う。

(1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は本校に持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、110円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。

(2) 提出期間は、**令和7年2月14日(金)**から**2月17日(月)**までとする。

郵送の場合には、2月17日(月)の消印有効とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

10 県外からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。
- (2) 上記(1)以外の県外からの出願者は、上記8に示した出願書類のほか、次の書類を提出する。本校校長は、提出された出願書類を審査し受け付けることができる。
 - ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学(出身)中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
 - ② 保護者が県内に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、県内に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

11 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた際、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
 - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

12 出願先変更

志願者は、**令和7年2月10日(月)**から**2月13日(木)**までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、祝日は受け付けない。

- (1) 本校内で大学科間・小学科間の出願先及び出願した選抜を変更する場合
新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願を添えて、在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) 他の高等学校へ出願先を変更する場合
 - ① 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
 - ② 本校校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を交付する。
 - ③ 新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学(出身)中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
- (3) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。
ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島

県収入証紙」を貼付する。

- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

13 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記（1）以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

14 出願の特例措置

県外からの出願において、保護者の転勤に伴う一家転住等により、出願書類提出期間に手続きができなかった者が、新たに出願する場合は、出願先変更期間に限り、これを受け付ける。その手続きは、この要項に示した「10 県外からの出願」の（2）（4ページ参照）を準用する。

15 選 抜 方 法

1 特色選抜

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色面接、さらに特色検査の結果を併せて資料として選抜を行う。選抜に当たっては、本校の特色や小学科の特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

志願者全員に学力検査を課す。また、志願者全員に対して特色面接（個人面接）及び特色検査（実技）を実施する。

会場は福島県立二本松実業高等学校とし、その他の詳細は次のとおりとする。

○志願してほしい生徒像

工業科 家庭科 各科共通	<p>本校は、創造性豊かで地域産業の中核を担う人材の育成を目指している。志願者には、各大学科・小学科の要件を満たし、入学後は工業や家庭に関する知識及び技術の習得や資格の取得などに意欲的に取り組むことを望むとともに、次のような生徒を求めている。</p> <p>中学校の部活動や学校外のクラブチームなどにおいて下記の競技の選手として熱心に取り組み、入学後も同じ競技の運動部に所属し、学業との両立を図りながら3年間継続して活動できる者。ただし、カヌーについては経験を問わず、すべての競技からの出願を可とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">野球(男) カヌー バドミントン 剣道 卓球 バスケットボール(男) ソフトテニス 陸上 柔道 サッカー(男)</div> <p>なお、各科の要件は以下のとおりである。</p>
------------------------	--

<p>工業科 機械システム科</p>	<p>機械システム科では、広く工業技術や機械に関する内容を学習する。また、工業技術の進展や諸問題に主体的に対応できる技術者の育成を目指しており、次のいずれかを満たす生徒を求めている。</p> <p>① 機械に強い興味・関心を持っている者 ② ものづくりにあたって、計画・立案や設計に興味・関心を持っている者 ③ ロボットなどコンピュータを搭載した機械の原理・構造・制御に興味・関心を持っている者 ④ 高校卒業後、機械関係の企業に就職しようと考えている者 ⑤ 高校卒業後、工業系の大学に進学を希望する者</p>
<p>工業科 情報システム科</p>	<p>情報システム科では、電気・情報に関する基礎的な知識を学習する。また、2年次からはエレクトリック、コンピュータの2コースに分かれ、社会で活躍する技術者の育成を目指しており、次のいずれかを満たす生徒を求めている。</p> <p>① ICTなどの新技術を活用できる能力を身に付けたいと考えている者 ② コンピュータを活用した技術に興味・関心があり、制御・ネットワーク技術を習得したいと考えている者 ③ 電気工事・パワーエレクトロニクスに関する技術を習得したいと考えている者 ④ 高校卒業後、電気・情報・製造関係の企業に就職しようと考えている者 ⑤ 高校卒業後、工業系の大学に進学を希望する者</p>
<p>工業科 都市システム科</p>	<p>都市システム科では、住みやすい快適で安全な都市づくりをするための土木技術を学習する。また、新しい技術に適応できる能力を備えた技術者の育成を目指しており、次のいずれかを満たす生徒を求めている。</p> <p>① 測量・設計や都市計画・都市開発・環境保全に興味・関心を持っている者 ② 道路や橋などを造る土木技術者になりたいと考えている者 ③ 高校卒業後、建設関係の企業に就職しようと考えている者、または土木職公務員を希望する者 ④ 高校卒業後、工業系の大学に進学を希望する者</p>
<p>家庭科 生活文化科</p>	<p>生活文化科では、衣食住生活や保育、福祉などに関する内容を学習する。また、地域の生活の問題や地域文化の継承に関心を持ち、地域や社会の生活の質の向上と発展に資する担い手の育成を目指しており、次のいずれかを満たす生徒を求めている。</p> <p>① 衣食住生活・保育・福祉などに強い興味・関心を持っている者 ② 地域の生活産業に興味・関心を持ち、主体的に地域や社会の生活の質の向上と発展に意欲を持つ者 ③ 高校卒業後、生活に関する産業の関連企業等に就職しようと考えている者 ④ 高校卒業後、栄養・調理・保育・服飾・福祉などに関する分野、または教員養成校などへの進学を希望する者</p>

(1) 学力検査

- ① 日時 **令和7年3月5日(水) 9:00~15:10**
志願者は、**8:00~8:15**に受付を済ませる。
- ② 持参するもの 受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規(ただし、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない。)、腕時計(計算機能や言語表現機能を有するもの、ウェアラブル端末は不可)
- ③ 学力検査の教科 国語・数学・外国語(英語)・理科・社会
外国語(英語)の検査には、「放送によるテスト」を含む。

④ 日程

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

⑤ 各教科の配点 各教科 50 点満点とする。傾斜配点は実施しない。

(2) 特色面接及び特色検査

① 日時 **令和7年3月7日(金) 9:00~**

志願者は、**8:15~8:30**に受付を済ませる。

② 持参するもの 受験票、上ばき、筆記用具、腕時計、昼食、運動着（中学校着用体育着も可）、体育館シューズ（各部活動専用シューズも可）、各部指定準備物として別紙「令和7年度 特色選抜の特色検査について」を確認すること。

③ 日程 諸注意 8:35 ~ 8:45

特色面接 9:00 ~ ※個人面接を実施する。

昼食 11:50 ~ 12:40

移動・準備 12:40 ~ 13:10

特色検査 13:10 ~ 15:10

※終了時間は目安であり、全体の志願者数や競技ごとの志願者数によって変更する可能性がある。

(3) 選抜資料

① 特色選抜志願理由書

本校への志望動機、将来への抱負などを本人が記入する。

② 調査書

各小学科とも、調査書の「各教科の学習の記録」の評定については、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定を合計し、135点満点とする。また、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」については、各小学科とも105点満点とし、選抜に用いる調査書の成績は、「各教科の学習の記録」と合計し、240点満点とする。部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などは総合的に評価し、点数化する。

③ 特色面接

個人面接を実施し、本校での学ぶ意欲や目的意識、自己表現する力を見る。面接は段階評価する。

④ 特色検査

実技を実施し、各種技能や基本的な身体能力を見る。実技については60点満点とする。

⑤ 選抜資料の満点

全体の満点は学力検査250点、調査書240点、特色検査60点の合計550点満点とする。

2 一般選抜

調査書の審査結果及び学力検査の成績、一般面接の結果を資料として、本校の特色や小学科の特性等に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

志願者全員に学力検査を課す。また、**志願者全員に対して一般面接（集団面接）を実施する。特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者に対しては、特色面接と一般面接の両方を実施する。**一般面接については、段階評価する。

可否の判定に当たっては、学力検査と調査書の成績の比重を同等とする。
会場は福島県立二本松実業高等学校とし、その他の詳細は次のとおりとする。

(1) 学力検査

- ① 日時 **令和7年3月5日(水) 9:00~15:10**
志願者は、**8:00~8:15**に受付を済ませる。
- ② 持参するもの 受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）、腕時計（計算機能や言語表現機能を有するもの、ウェアラブル端末は不可）
- ③ 学力検査の教科 国語・数学・外国語（英語）・理科・社会
外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。
- ④ 日程

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

- ⑤ 各教科の配点 各教科 50 点満点とする。傾斜配点は実施しない。

(2) 一般面接

- ① 日時 **令和7年3月6日(木) 9:00~**
志願者は、**8:15~8:30**に受付を済ませる。
- ② 持参するもの 受験票、上ばき、筆記用具、腕時計、昼食（受験生によっては昼休み前に面接が終わる場合もある。）
- ③ 日程 諸注意 8:35 ~ 8:45
一般面接 9:00 ~
※集団面接を実施する。志願者の適性や目的意識を確認するとともに、表現力についてみる。

(3) 調査書の点数化

各小学科とも、調査書の「各教科の学習の記録」の評定については、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の第1学年から第3学年の評定の合計に音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定の合計を2倍にしたものを加えて、195点満点とする。また「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」については、各小学科とも55点満点とする。部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容を総合的に評価し、点数化する。「各教科の学習の記録」とあわせて合計250点満点とする。

16 合格者発表

- (1) **令和7年3月14日(金)**正午以降に、福島県立二本松実業高等学校で発表する。
- (2) 合格者に対して、**受験票と引きかえに合格通知書を交付する。**
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。
- (4) 中学校長の求めに応じて、特色選抜と一般選抜のいずれで合格したのかが分かる合格者一覧を提供する。

提供日時：**令和7年3月14日(金)合格発表後から午後2時まで**

提供場所：事務室

17 追検査等の実施

追検査等の実施については、当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の受験者と併せて判定する。

1 追検査等の対象となる志願者

- (1) インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者
 - (2) インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
 - (3) 前期選抜実施日に試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者
- なお、上記(2)、(3)の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

※ ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

2 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

3 追検査等受験の手続き

追検査等の受験を希望する者は、追検査等受験願を**令和7年3月7日(金)午後4時**までに在学(出身)中学校長を通して本校校長へ提出する。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長へ連絡後に提出する。

インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書等、医療機関の受診が分かる書類を添付する。

本校校長は、追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証を交付する。

4 追検査

追検査等の会場は福島県立二本松実業高等学校とし、その他の詳細は次のとおりとする。

(1) 学力検査・一般面接

- ① 日時 **令和7年3月11日(火) 9:00~**
志願者は、**8:00~8:15**に受付を済ませる。
- ② 持参するもの 受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規(ただし、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない)、腕時計(計算機能や言語表現機能を有するもの、

ウェアラブル端末は不可)

- ③ 学力検査の教科 国語・数学・外国語(英語)・理科・社会
外国語(英語)の検査には、「放送によるテスト」を含む。
- ④ 日程

9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	一般面接
(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

- ⑤ 各教科の配点 各教科50点満点とする。傾斜配点は実施しない。

(2) 特色面接・特色検査の日時

- ① 日時 **令和7年3月12日(水) 9:00~**
志願者は、**8:15~8:30**に受付を済ませる。
- ② 持参するもの 受験票、上ばき、筆記用具、腕時計、運動着(中学校着用体育着も可)、
体育館シューズ(各部活動専用シューズも可)、各部指定準備物として別紙「令和7年度 特色選抜の特色検査について」を確認すること。
- ③ 日程 諸注意 8:35 ~ 8:45
特色面接・特色検査 9:00 ~

※ 出願と受験の状況、受験者数により、一般面接及び特色面接・特色検査(実技)の開始・終了時間が変更になる場合がある。

※ なお、非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。

18 その他

- (1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

① 追検査等の対象となる志願者

一部未完了となった選抜の意思連絡書を令和7年3月7日(金)午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。一部未完了となった選抜の意思連絡書を受けた本校校長は、一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書を交付する。

なお、一部未完了となった選抜の意思連絡書において、追検査等の受験を希望した場合の手続きについては、この要項に示した「17 追検査等の実施」の「3 追検査等受験の手続き」(9ページ参照)に定めるところによる。一部未完了となった選抜の意思連絡書において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。

② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

- (2) 前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、実施要綱の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。

- (3) 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

障がい等のある志願者に対する配慮

詳しくは福島県教育庁高校教育課のホームページより、実施要綱を開き、P.18の「第4その他」の「1 障がい等のある志願者に対する配慮」を参照のこと。

東日本大震災により避難している生徒等の入学者選抜の出願について

詳しくは福島県教育庁高校教育課のホームページより、実施要綱を開き、P.81の「東日本大震災により避難している生徒等の入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて」を参照のこと。

入学検定料の免除

「福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則」第4条第1項により、激甚災害（当該入学検定料の納入期限前1年以内に指定されたものに限る。）により著しく損害を受けた場合は、入学検定料の免除を受けることができる。